

令和7（2025）年度 第2回 多文化共生推進委員会

— 都における多文化共生社会の推進に向けて —



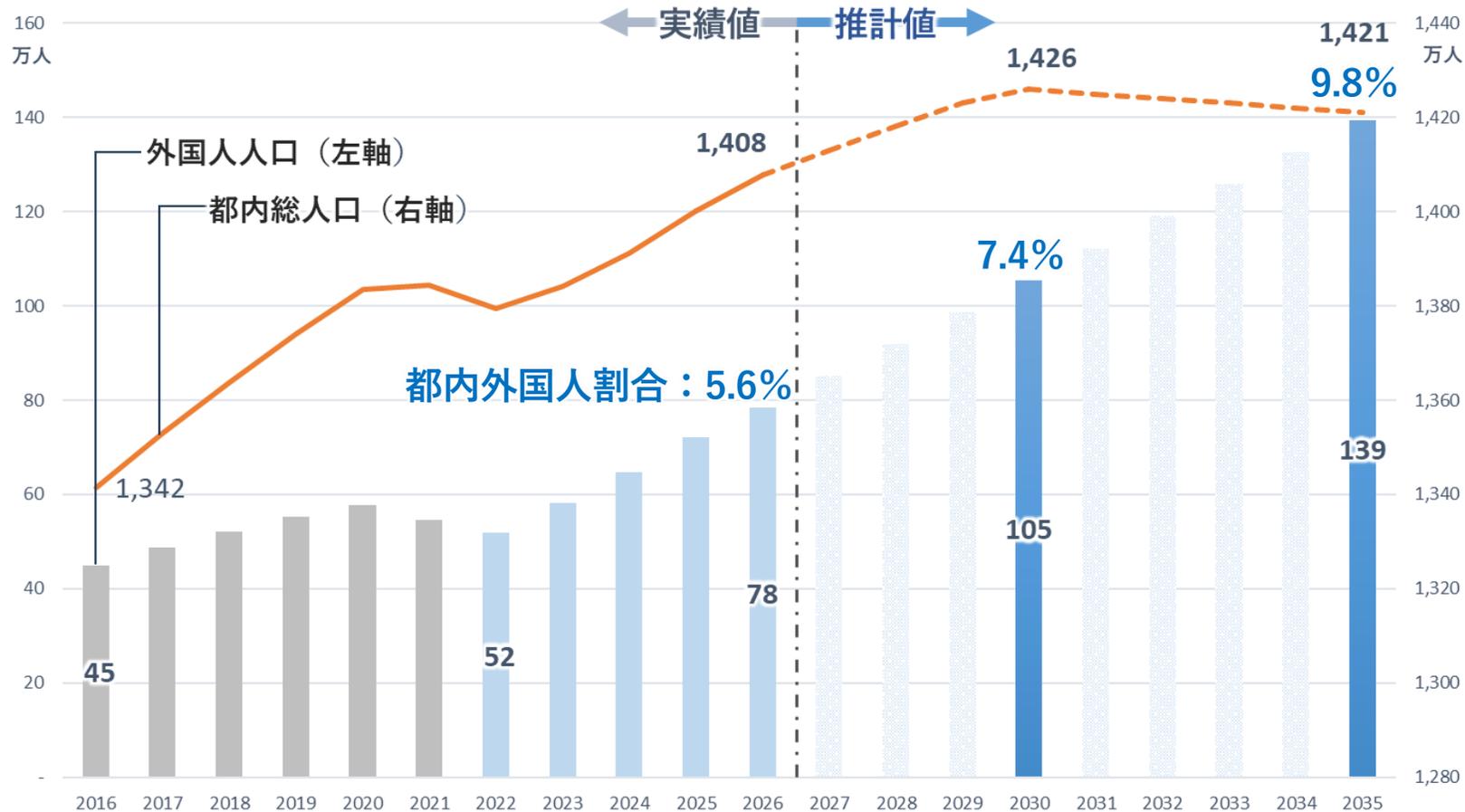
目次

0 1	現状分析
0 2	これまでの都や国の動き
0 3	議題 1
0 4	課題認識
0 5	令和 8 年度主な新規事業
0 6	議題 2
参考	地域日本語教育とうきょう推進会議の開催結果概要 東京都多文化共生推進指針改定版の概要

01 現状分析 | 東京都の在留外国人人口の推移と将来推計

- 都内の在留外国人は、2022年度以降増加で推移し、人口・割合ともに4年連続で過去最多を更新（26年1月時点）
- 仮に、2022年度以降の増加ペースが継続した場合、2035年にその割合は約1割に到達
- 同様の推計を区市町村単位で実施した場合、2035年に新宿区では約3割、豊島区等では2割前後に到達

都内在留外国人割合の実績と推計（2022年度以降の外国人人口の増加ペースが継続したと仮定）



参考)

2035年の区市別外国人割合の推計
(2022年度以降の増加ペースが継続したと仮定)

上位5区	2035年
新宿区	25%
豊島区	22%
荒川区	19%
北区	18%
台東区	16%
上位5市	2035年
福生市	18%
羽村市	8%
西東京市	6%
昭島市	6%
立川市	6%

(資料) 東京都政策企画局「2050東京戦略 附属資料 東京の将来人口」、東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」を基に作成

01 現状分析 | 東京都の外国人人口の増加率・割合の推移

● コロナ後（2022年と2026年の比較。）は、外国人人口が全ての区・市で約3割以上増加、外国人人口割合も増加

外国人人口と増加率、割合の推移（2022～26年）

	外国人人口		外国人増加数・増加率		外国人割合		
	2022年	2026年	2022～26 増加数	2022～26 増加率	2022年	2026年	2022～26 増加ポイント
千代田区	2,814	4,344	1,530	54.4%	4.2%	6.3%	2.1%
中央区	8,062	13,594	5,532	68.6%	4.7%	7.1%	2.4%
港区	16,929	23,901	6,972	41.2%	6.6%	8.9%	2.3%
新宿区	33,907	51,357	17,450	51.5%	9.9%	14.5%	4.6%
文京区	9,746	17,094	7,348	75.4%	4.3%	7.2%	2.9%
台東区	13,896	21,346	7,450	53.6%	6.8%	9.8%	3.0%
墨田区	11,892	17,806	5,914	49.7%	4.3%	6.2%	1.9%
江東区	29,275	41,387	12,112	41.4%	5.6%	7.6%	2.0%
品川区	12,538	17,988	5,450	43.5%	3.1%	4.3%	1.2%
目黒区	8,794	12,260	3,466	39.4%	3.2%	4.3%	1.1%
大田区	23,102	34,516	11,414	49.4%	3.2%	4.6%	1.4%
世田谷区	21,028	30,772	9,744	46.3%	2.3%	3.3%	1.0%
渋谷区	9,779	13,280	3,501	35.8%	4.3%	5.8%	1.5%
中野区	15,759	27,145	11,386	72.3%	4.7%	7.9%	3.2%
杉並区	15,203	25,275	10,072	66.3%	2.7%	4.3%	1.6%
豊島区	24,200	38,584	14,384	59.4%	8.5%	13.0%	4.5%
北区	21,470	35,296	13,826	64.4%	6.1%	9.6%	3.5%
荒川区	17,570	25,576	8,006	45.6%	8.2%	11.4%	3.2%
板橋区	25,663	41,160	15,497	60.4%	4.5%	7.1%	2.6%
練馬区	18,829	29,662	10,833	57.5%	2.6%	4.0%	1.4%
足立区	33,138	48,290	15,152	45.7%	4.8%	6.9%	2.1%
葛飾区	21,630	32,541	10,911	50.4%	4.7%	6.9%	2.2%
江戸川区	35,220	52,771	17,551	49.8%	5.1%	7.6%	2.5%
区部全体	430,444	655,945	225,501	52.4%	4.5%	6.7%	2.2%

(単位: 人) (資料) 東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」を基に作成

	外国人人口		外国人増加数・増加率		外国人割合		
	2022年	2026年	2022～26 増加数	2022～26 増加率	2022年	2026年	2022～26 増加ポイント
八王子市	12,821	18,712	5,891	45.9%	2.3%	3.3%	1.0%
立川市	4,723	6,591	1,868	39.6%	2.6%	3.5%	0.9%
武蔵野市	3,083	4,327	1,244	40.4%	2.1%	2.9%	0.8%
三鷹市	3,516	5,219	1,703	48.4%	1.8%	2.7%	0.9%
青梅市	2,037	3,460	1,423	69.9%	1.6%	2.7%	1.1%
府中市	5,106	6,922	1,816	35.6%	2.0%	2.6%	0.6%
昭島市	2,736	3,934	1,198	43.8%	2.4%	3.4%	1.0%
調布市	4,385	6,217	1,832	41.8%	1.8%	2.6%	0.8%
町田市	7,259	10,946	3,687	50.8%	1.7%	2.5%	0.8%
小金井市	2,687	4,135	1,448	53.9%	2.2%	3.3%	1.1%
小平市	4,838	6,877	2,039	42.1%	2.5%	3.5%	1.0%
日野市	3,235	4,517	1,282	39.6%	1.7%	2.4%	0.7%
東村山市	3,008	4,663	1,655	55.0%	2.0%	3.1%	1.1%
国分寺市	2,526	3,603	1,077	42.6%	2.0%	2.8%	0.8%
国立市	1,657	2,183	526	31.7%	2.2%	2.9%	0.7%
福生市	3,382	5,100	1,718	50.8%	6.0%	9.0%	3.0%
狛江市	1,302	1,922	620	47.6%	1.6%	2.3%	0.7%
東大和市	1,208	1,551	343	28.4%	1.4%	1.8%	0.4%
清瀬市	1,308	1,934	626	47.9%	1.7%	2.6%	0.9%
東久留米市	2,242	3,265	1,023	45.6%	1.9%	2.8%	0.9%
武蔵村山市	1,786	2,334	548	30.7%	2.5%	3.3%	0.8%
多摩市	2,700	4,034	1,334	49.4%	1.8%	2.7%	0.9%
稲城市	1,506	2,223	717	47.6%	1.6%	2.4%	0.8%
羽村市	1,402	2,245	843	60.1%	2.6%	4.2%	1.6%
あきる野市	1,042	1,657	615	59.0%	1.3%	2.1%	0.8%
西東京市	4,643	7,257	2,614	56.3%	2.3%	3.5%	1.2%
市部全体	86,138	125,828	39,690	46.1%	2.1%	3.0%	0.9%
東京都全体	517,881	783,701	265,820	51.3%	3.8%	5.6%	1.8%

01 現状分析 | 東京都の外国人人口上位10か国（地域）の増加率

- コロナ後、ネパールとミャンマーの人口増加が顕著

東京都の外国人人口(2026年) (単位:人)

国(地域)	総数	中国	韓国	ネパール	ベトナム	ミャンマー	フィリピン	台湾	米国	インド	インドネシア	その他	前年同月との比較	
													総数	増減数
総数	783,701	299,831	90,766	63,281	57,340	39,198	37,651	24,550	22,465	20,003	15,909	112,707	721,223	62,478
対2022年増加率	51%	47%	9%	158%	67%	260%	16%	42%	30%	53%	115%	52%	-	-

ネパール：家族滞在、留学で全体の6割。若者の留学が増加

ミャンマー：若者の留学、就労が増加

東京都の外国人人口(2022年) (単位:人)

国(地域)	総数	中国	韓国	ベトナム	フィリピン	ネパール	台湾	米国	インド	ミャンマー	タイ	その他	前年同月との比較	
													総数	増減数
総数	517,881	203,348	83,171	34,388	32,523	24,482	17,297	17,223	13,049	10,883	7,373	74,144	546,436	△ 28,555

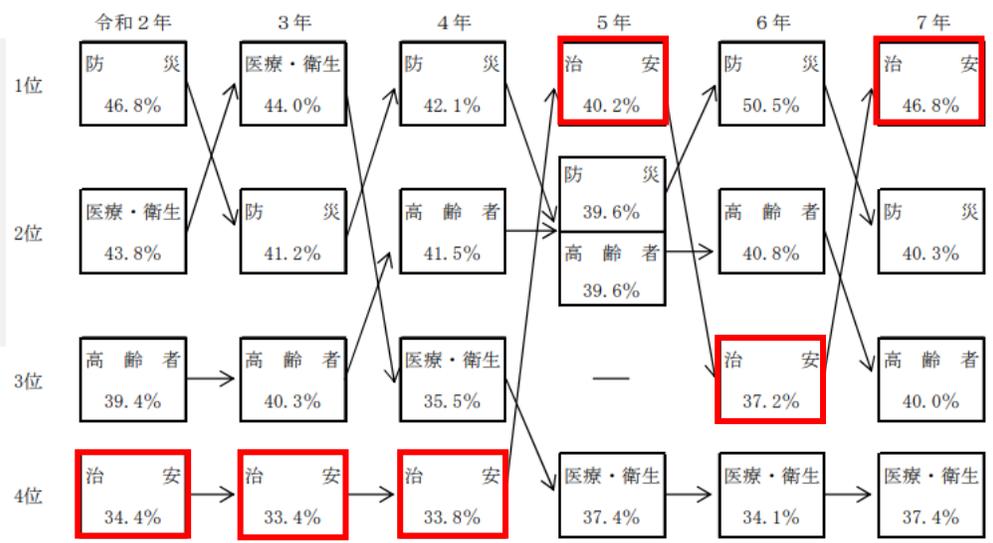
(資料) 東京都総務局「外国人人口」、国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」を基に作成

● 都民の外国人に対する意識に近年変化が見られる

都民生活に関する意識調査

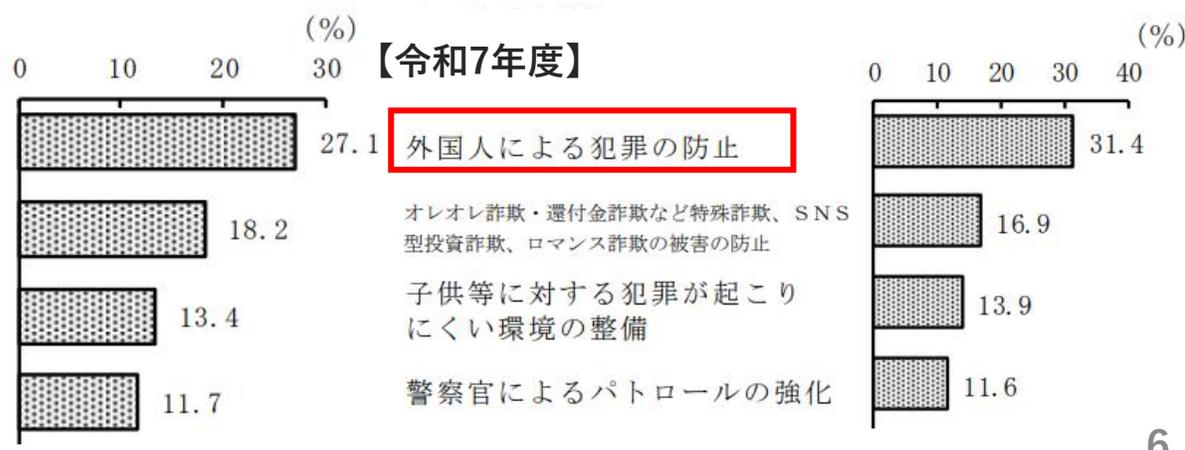
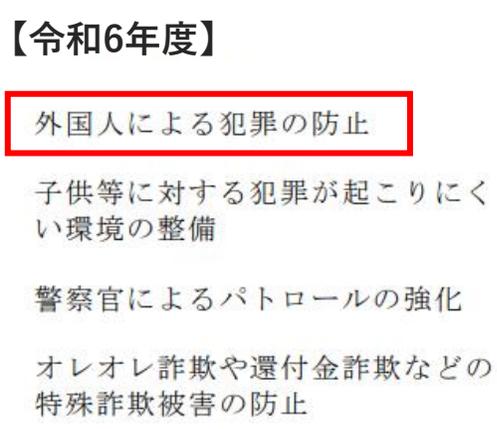
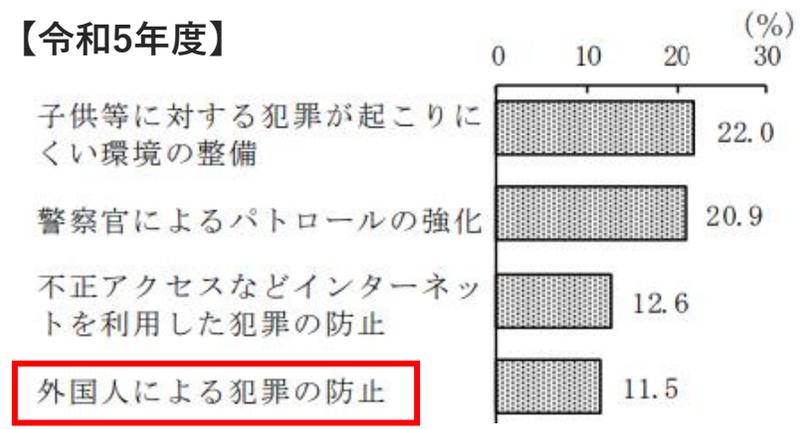
- 都民の日常生活に関わる意識や都政に何を望んでいるかなどを経年的に把握するための調査
- 都内に住む満18歳以上の男女を対象に、毎年実施
- 調査方法：郵送＋WEB
- 有効回収標本数1,681標本／4,000標本（令和7年度）

➤ 都に特に力を入れてほしい分野として近年「治安対策」が上位に



➤ 治安対策への具体的な要望内容として「外国人による犯罪の防止」が上位に

上記調査における、「治安対策」への具体的な要望内容上位4位



● 前回委員会では、外国人受入れに関する意見が多数

✓ 中長期的（2035～50年）な施策の方向性

- ・外国人の受入に当たり、日本語能力、日本のルール・文化への理解等の要件を厳格化するよう国に働きかけるべき
- ・多様化が一層進展する社会の中で、「価値観の共有」が必要。そのために、日本的価値観を言語化し、どの部分を共有すべきか議論をすべき
- ・世界的に排外主義がまん延しつつある状況への対策として外国人がいることがメリットと感じられる見せ方をすることが必要
外国人が地域で活躍する姿を可視化し、日ごろから助け合う状況を作ることが重要
- ・特定の民族の集住による地域の孤立化を回避すべき
- ・外国人住民に関する情報をデータ化し、エビデンスに基づく政策立案をすべき
- ・海外の移民政策の失敗から学ぶべき

✓ 短期的視点（今後2、3年）で充実・強化すべき施策

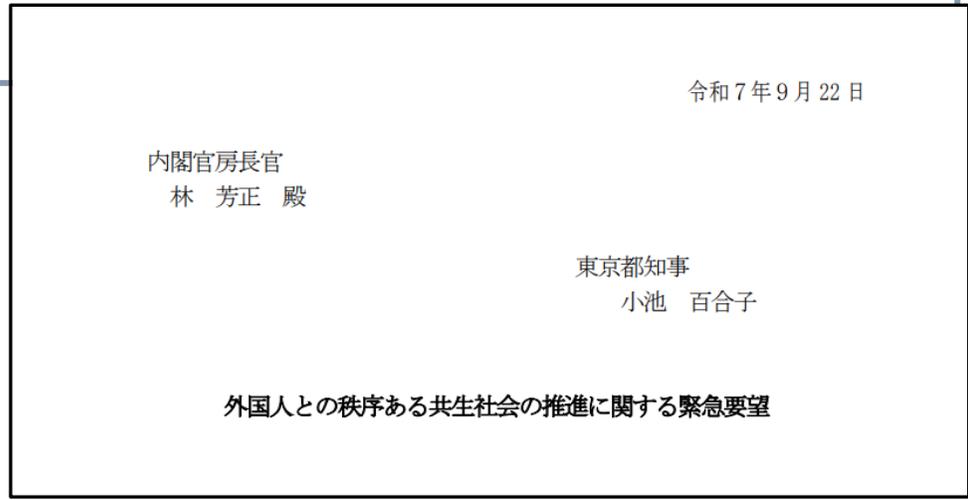
- ・外国人が地域の日本語教室につながることで、地域にとってのメリット（顔の見える関係を作り、異文化に起因する摩擦を低減）であることを理解した地域日本語教育の体制づくり・体制維持の支援を今後も進めていくべき
- ・高度人材やその帯同家族にも来日時に最低限の日本語能力を求めるべき
- ・外国人材の受入にあたり、入国直後の生活支援（住民登録、携帯電話、銀行等）をワンストップで提供すべき
- ・母語を使える環境も重要であることから、日本語以外の言語を話すことへの偏見や差別の解消が必要
- ・外国人住民に対する安全衛生、治安維持の理解促進活動を充実・強化すべき

● 在留外国人が急増する中、制度的課題の顕在化に対し、緊急要望

都の動き ～緊急要望～

✓ 令和7年9月22日 外国人との秩序ある共生社会の推進に関する緊急要望

- ・文化や習慣の違いに加え、社会の変化に追いついていない日本の制度的な課題の顕在化に対して、一人ひとりが多様性を尊重しながら互いに支え合う、秩序ある共生社会の実現に向け国が速やかに実行性のある措置を講ずるよう、緊急要望を実施

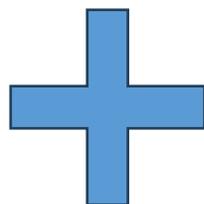


要望事項	主な内容
外国人との共生	<ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生社会づくりを促進するための基本法制定などの体制整備 ・地域日本語教育の体制づくりや相談受入れ体制の整備等に関する継続的かつ安定的な財政措置 ・日本語指導が必要な児童・生徒が入学後速やかに学習に取り組めるような総合的対策の早期実現
在留外国人に関するより精緻な実態把握	<ul style="list-style-type: none"> ・在留外国人の生活に係る実態を把握できる仕組みの構築 ・国の各省庁や地方自治体等が把握している情報の一元化
日本の制度等の周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・入国前の現地日本大使館での査証審査などを活用した日本の税制、生活習慣等の周知徹底 ・入国後の区市町村での住民登録等を活用した制度等の周知徹底を図るための体制整備、運用の仕組み確立
在留資格の制度設計及び審査等の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・在留資格に関する実態調査の強化 ・現行の在留資格の基準がその趣旨・目的に合致しているかの検証、必要な見直しの実施
公租公課等の確実な収入確保	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険料の前納制度の導入に当たっての、地方自治体の負担への配慮 ・個人住民税においても、国民健康保険料の前納制度のような海外転出時に滞納を未然に防ぐ制度の検討 ・不動産を所有する在外居住者と確実に連絡が取れるよう、不動産登記簿への国内連絡先情報の記載必須化

- これまでの組織に加え、令和8年4月より5名増員し、体制を強化

都の動き ～体制強化～

担当名	主な業務分掌
多文化共生推進担当	<ul style="list-style-type: none">・東京都多文化共生推進指針／多文化共生推進委員会・東京都在住外国人支援事業助成・外国人相談・地域日本語教育の推進・外国にルーツのある子供の支援・やさしい日本語・外国人防災 等



外国人も日本人も安心して暮らせる社会の実現に向けた体制構築

令和8年4月から、5名増員

- 国は、関係組織の設置や検討を重ね、総合的対応策を決定

- ✓ 令和7年5月21日 外国人との秩序ある共生社会実現に関する特命委員会設置（自民党内）
- ✓ 令和7年7月15日 外国人との秩序ある共生社会推進室設置（内閣官房付け）
- ✓ 令和7年10月23日 高市内閣発足・外国人との秩序ある共生社会推進担当大臣の設置
- ✓ 令和7年11月4日 外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議
外国人との秩序ある共生社会の実現について（内閣総理大臣指示）
- ✓ 令和8年1月14日 外国人との秩序ある共生社会の実現のための有識者会議意見書
- ✓ 令和8年1月23日 外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議
「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」決定

● 国は、外国人受入れに関し、ルール遵守と制度の適正化を基本とした秩序ある共生社会実現の方向性を公表

外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（概要）

新たに設置された関係閣僚会議の下、外国人との秩序ある共生社会の実現に向け、新たにとりまとめ

I 基本的な考え方

- 一部的外国人による、我が国の法やルールを逸脱する行為・制度の不適正利用について、国民が感じている不安や不公平感に対処する必要
- 入国前の日本語教育及び社会規範等の理解促進、法やルールを逸脱する行為に対する公正・厳正な対処、事実・実態を把握した上での制度適正化、正確かつ十分な情報公開、関係機関間の情報共有・相互連携といった取組により、安全・安心な社会を実現
- その上で、我が国の法やルールの中で、国民と外国人の双方が安全・安心に生活し、共に繁栄する社会の実現を目指す必要

II 国民の安全・安心のための取組

第1 既存のルールの遵守、各種制度の適正化に向けた取組

1 出入国・在留管理等の適正化・外国人受入れについて

- R8** ○不法滞在者ゼロプランの強力な推進（5年以内に難民認定申請の平均処理期間を6月以内・退去強制が確定した外国人を半減）
- 外国人に関わる各種施策・出入国在留管理の体制を強化・拡充
- 帰化の審査において、永住許可との整合性も勘案した厳格化を検討
- R8/R9** ○永住者の審査の厳格な運用、許可基準の見直し
- R10** ○電子渡航認証制度（JESTA）の導入
- 日本語や制度・ルール等を学習するプログラムの創設、受講及び内容の理解を在留審査（永住者の審査を含む。）の要素とすることを検討
- 具体化に向け直ちに着手** ○海外事例を参考に、退去強制事由の拡大（対象犯罪の拡大）について、検討
- 国・地方自治体・受入れ機関等の役割分担、在留資格の適正化や関連する将来推計を踏まえた受入れの在り方等の総合的な検討

2 外国人制度の適正化等について

- 来日前・来日後の日本語教育の充実（大人：自治体への財政支援等/こども：国が初期支援の方策を検討等）
- R8** ○日本語教師の養成・研修及び社会的地位の向上
- 各種民泊データの一元管理を通じた仲介サイトからの違法民泊の確実な排除
- オーバーツーリズム対策の集中的実施・抜本的強化、特定の都市・地域への集中の是正と観光客の分散の推進
- R8/R9** ○医療費不払のある訪日外国人の情報を共有するシステムの基準額引下げ（R8）、対象の中長期在留者への拡大（R9）
- R9** ○入管庁と関係機関との税・国保料等のマイナンバー等による情報連携の在留審査等への活用（R9）
- 具体化に向け直ちに着手** ○外国人学校への補助金等の状況の公表等による適正かつ透明な執行確保、外国人留学生の在籍管理の適正を欠く大学等の指定・公表
- 公営住宅・U R賃貸住宅等への新規入居者の国籍等の把握、追加的な対応の検討

第2 土地取得等のルールの在り方を含む、国土の適切な利用及び管理に向けた取組

- R8** ○不動産登記、森林法をはじめ、土地関連制度において国籍を把握
- 安全保障の観点からの土地取得等のルールについて、立法事実を整理し、他国の例も参考に、骨格をとりまとめ（R8年夏）
- R9以降** ○不動産登記の国籍把握を踏まえ、国内居住者を含む外国人によるマンション取得実態を把握
- 国籍情報を含む、統一的な考え方による地下水採取の実態把握や地下水の適正な保全と利用の仕組みについて検討
- 具体化に向け直ちに着手** ○土地所有等情報の更なる透明性向上に向け、法人の実質的支配者の把握強化の検討（FATF（金融活動作業部会）対日審査対応との連携）
- 無主の離島の国有財産化や、安全保障の観点から必要な場合には離島の土地の取引等のルール化を含めて対策を検討
- 国内居住者を含む外国人によるマンション取得の実態が明らかになれば、諸外国の取組も参考に、必要な対応策を検討

III 外国人が日本社会に円滑に適応するための取組

- 情報発信・相談体制の強化
- 交付金の在り方の見直しを含む、地方公共団体への支援策の拡充
- ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援
- 秩序ある共生社会の実現に向けた、意識醸成

外国人を取り巻く社会の状況や先般発表された国の方向性
「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」
(令和8年1月23日) 等に関して、

1 現在の状況に関する受け止め等について

2 東京都における令和8年度新規事業（案）の 進め方等について

- 都において、各事業での課題や本委員会での議論等を踏まえ、令和8年度に新規事業の予算要求を実施

地域日本語教育

【主な課題】

- ・ 希望者増で区市町村の地域日本語教室が対応しきれない
- ・ 日本語を用いて日本語を教えることの困難性
- ・ 日本語が全く通じない外国人コミュニティが形成されることを回避する必要性

《第1回委員会での主な意見》

日本語教育は社会参画の基礎。ボランティア任せではなく、国も含め行政主導で整備すべき

【目指すべき姿】

日本語学習を通じた交流機会の提供により、外国人の孤立化を防ぐ

【令和8年度新規事業】

- ・ 地域日本語教育に係る調査

情報発信・防災

【主な課題】

- ・ 税金や医療制度など日本の制度の理解不足が顕在化
- ・ 情報伝達が不十分なことにより地域とのトラブルが生じる懸念

《第1回委員会での主な意見》

東京都をハブとして、国・都・区市町村の情報連携を強化すべき

【目指すべき姿】

緊急時にも機能する情報伝達ルートを形成

【令和8年度新規事業】

- ・ 在住外国人に向けた情報発信ルートづくり事業
- ・ 秩序ある多文化共生社会実現に向けた情報発信強化
- ・ 外国人のための防災体験ツアー

日本語を母語としない子供支援

【主な課題】

- ・ 日本語が話せない子供が急増し、対応が困難（人材や場所の不足）
- ・ 困りごとが多様化し、解決が複雑化

《第1回委員会での主な意見》

外国ルーツの子供とその家族の支援のため、地域、行政、支援団体等の連携や協働を進めてほしい

【目指すべき姿】

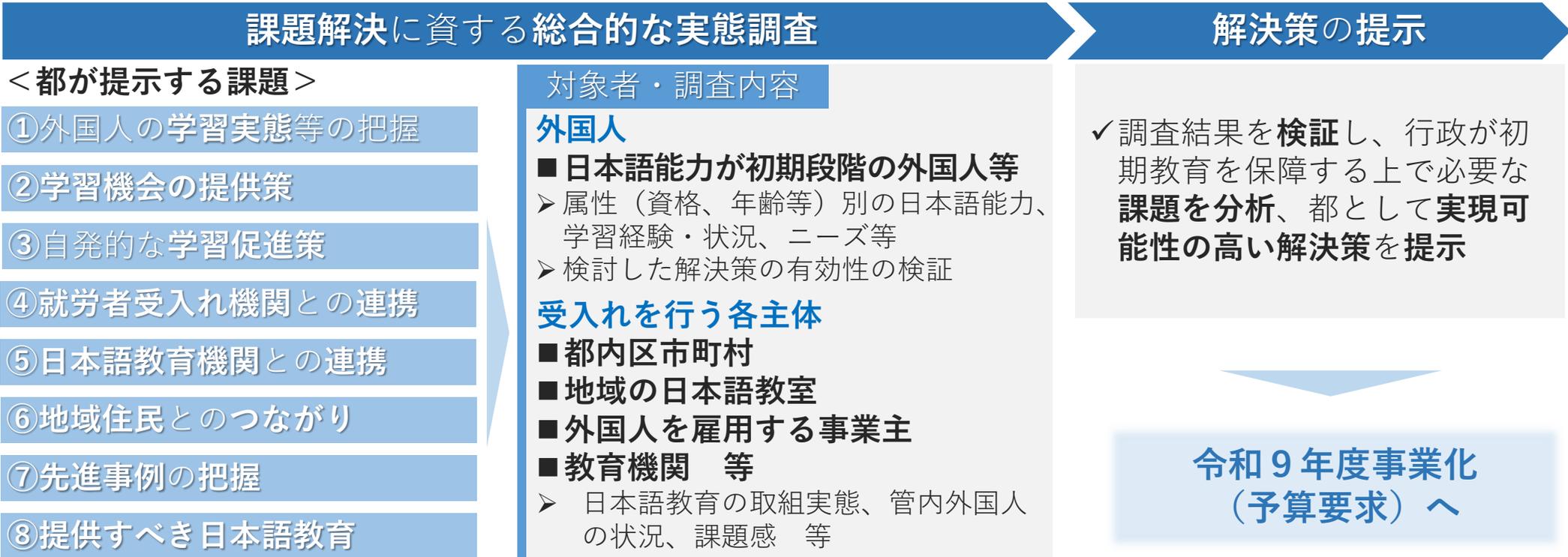
区市町村における外国ルーツの子供の支援者の配置、支援体制の整備

【令和8年度新規事業】

- ・ 多文化キッズ支援者研修

- 地域における日本語教育の取組や外国人の学習状況について調査し、学習機会の提供方法など日本語を核とした外国人コミュニティと日本人社会の共生につながる取組等を検討

事業の方向性（案）



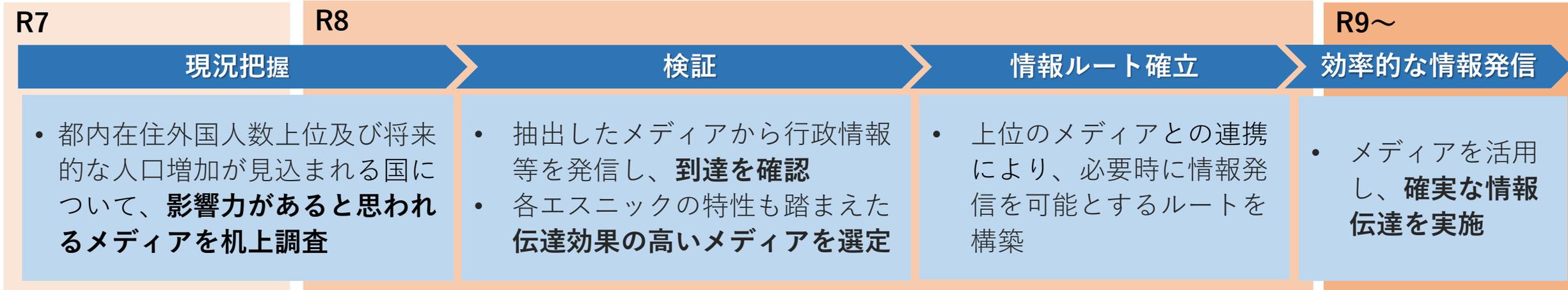
ご議論いただきたい観点

- 外国人を対象とした調査の実効性を高めるために留意すべき点
- 日本語能力が低く、日本社会との接点が少ない在住外国人（家族帯同者等）へのアプローチ方法
- 有効な解決策や参考とすべき国内外の事例 など

05 令和8年度新規事業『在住外国人に向けた情報発信ルートづくり事業』

- 日本人も外国人も安心して暮らしていくためには、外国人に**日本のルールや習慣への理解を促進**するとともに、地域の一員として**社会を共に支える意識を形成**していくことが重要
- そのため、日本での生活に必要なルールの周知や災害時における行政からの情報等を、**確実に伝達できるルート**を構築する。

事業の方向性（案）



ご議論いただきたい観点

- 海外、他自治体または企業等における情報発信ルート状況
- **影響力がある媒体・メディア**をどう見つけていくか。
- 国以外に留意すべき属性があるか。（留学生向け、就労者向けで別のルートを構築したほうがいい、等）
- **メディア**に限らず、情報発信に適した機会があるか。

05 令和8年度新規事業『秩序ある多文化共生社会実現に向けた情報発信強化』

- 在住外国人が増加するなか、治安対策及び外国人による犯罪の防止が、住民の関心ごととして顕在化してきた。
(資料6 ページ参照)
- **日本人も外国人も安心して生活**できるよう、ルールの理解等を促す**新たな広報コンテンツ**を作成
- 様々な**媒体から発信**し、日本のルール・習慣等への理解を促進する。
また、街頭ビジョン等を通じて広く発信することで、日本人にも都の取組を認知してもらい、**安心感の醸成**につなげる。

事業の方向性 (案)

R8

コンテンツ作成

- 生活（ゴミ分別、騒音等）、住居、税金、医療などの分野で、**ルール・習慣等の理解につながる内容**を想定
- 区市町村からも意見を聴取

発信

- 発信媒体（SNSやYouTube、デジタルサイネージ、街頭ビジョン、エスニックメディア、インフルエンサー等）は、**業者提案**及びR8に開拓する「**在住外国人への情報発信ルート**」を踏まえ選定

R9～

効率的な情報発信

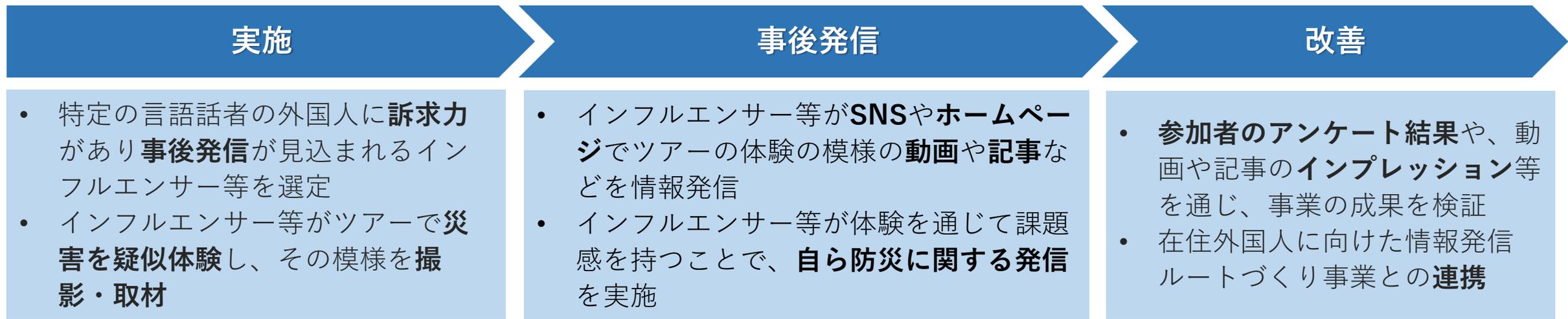
- メディアを活用し、**確実な情報伝達を実施**

ご議論いただきたい 観点

- **発信すべきコンテンツ** / **コンテンツ検討に当たって意見を聴くべき主体**
- コンテンツの対応言語（やさしい日本語、人口上位の言語等）
- 重視すべき発信媒体

- 令和5年度から実施してきた**在住外国人向けの防災体験施設（防災館）での通訳付きの防災体験ツアー**を、令和8年度からより効果的な対応策として衣替え
- 従来の在住外国人向けのツアーに加え、**在住外国人へ強い訴求力を持つインフルエンサーやエスニックメディア等を対象としたツアー**を新たに実施
- **事後発信**により、**防災に興味がない、知らない層**を含め、より幅広い層へ防災知識を啓発

事業の方向性（案）



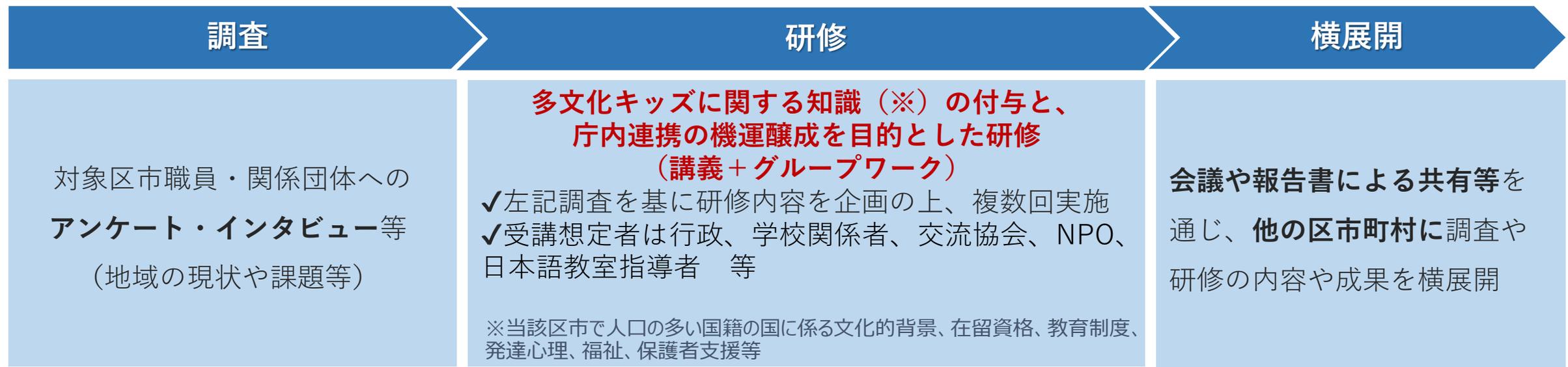
ご議論いただきたい 観点

- **防災知識を重点的に啓発すべき対象者（国籍・言語圏など）**
- 活用すべきインフルエンサー、メディア等
- 事業成果の検証方法 など

- 令和5年度から実施してきた**多文化キッズコーディネーター**に係る区市町村への人件費補助を、令和8年度からより効果的な対応策として衣替え
- 区市町村における**多文化キッズ（※）支援者の育成・底上げ**や**多文化キッズ支援体制の整備**を後押し
- 多文化キッズの支援に課題意識を持つ**5自治体をモデル区市**として実施

※多文化キッズとは、「日本語を母語としない子供」のことをいう。本事業は子供及びその保護者を対象とする。

事業の方向性（案）



ご議論いただきたい
観点

- 多文化キッズ支援における先進的な他県の事例
- 事業実施に効果的なモデル区市への調査・研修内容
- 他区市町村への横展開の手法

- 各委員より、日本人の理解促進を含め、外国人が地域社会と調和していくための意見が寄せられた

（受け入れ体制について）

- ・外国人支援だけでなく、**受け入れ側（日本人）の理解促進**や共生意識の醸成が不可欠
- ・受け入れ人口が増える一方、**就学・生活支援・日本語学習などの体制**が連動して整っていない

（日本語教育について）

- ・日本語教師の国家資格化により、生活者領域でも専門家が活動できるよう、**財源確保や待遇改善を国に働きかけるべき**
- ・「**ゼロ初級（全く日本語ができない人）**」への日本語教育は、ボランティアでは対応困難で、専門家による集中教育が必須
- ・**保護者（特に母親世代）は日本語学習の機会が少なく、職場・地域で孤立し問題が深刻化している**

（情報発信について）

- ・外国人に良い情報が届いていない。情報発信は**国別・媒体別に戦略が必要**
- ・情報発信は「外国人向け」だけでなく「**日本人向け**」も不可欠
- ・「外国人支援の施策＝外国人のためだけの支出」という誤解を生まないため、“**都民全体の不安解消のための施策**”という位置づけでの「**客観的データに基づく冷静な広報**」が必要

（防災について）

- ・防災・地域連携には、形式的な都のツアーだけでなく、**町内会等の地域組織を活用した仕組みが有効**

（子供支援について）

- ・多文化キッズ支援者が増えるのはいいことだが、**学校内で日本語教育がどういうふうに行われているのか**ということの方がより重要。**教育委員会と横連携**を

2 東京都における令和8年度新規事業(案)の 進め方等について

1. 開催日時：令和7年7月29日（木）14：00～16：00
2. 開催方法：ハイブリッド開催
3. 参加者：10名（加藤委員、神吉委員（座長）、亀井委員、薦田委員（副座長）、シュレスタ委員、タイン委員、長谷部委員、皆川委員、矢崎委員、山形委員）
4. 内容：「地域日本語教育の体制づくりのあり方」の実現に向けて



<主なご意見>

議題1 地域日本語教室の充実・拡大に向けた方策について

（行政の役割）

- 初期レベルの日本語教育の保障については、行政が責任をもって財政的・知的資源を投入して、横（機会の拡大）にも縦（レベルの向上）にも拡充していくべきである。
- 行政が色々な場所で初期日本語教室を開設して学習機会を提供することが大切。行政が関わることで、場所の確保や専門的な教師の雇用が可能となり、教育の質と安定性が保たれる。
- 区市町村単位では少数派のニーズであっても、都全域で見れば一定数に達する可能性はあるので、特定のニーズには広域的な視点から学習機会を提供していく仕組みづくりが重要

（教える人材の確保と多様化）

- 今後、日本語学習希望者が増える一方で、教える人材が不足することが予想されるため、**日本語が扱える外国人をマンパワーとして活用する新たな仕組みづくり**が必要。母語での説明を交えて教える方が学習効果も高まり、上達も早くなると思われる。
- 多様な母語話者が日本語教育のサポートに関わることは非常に有意義であり、教育の質の向上に寄与。彼ら向けの研修（例：ネパール語話者向けの日本語教授法）も有効

（日本語教育提供方法）

- オンラインなら時間や場所の制約を超えて、より多くの人に対応できる可能性があり、講師と学習者のマッチングの仕組みを導入すれば、レベルや目的に応じた柔軟な学習が可能になる。**対面型の教室ありきではなく、オンラインも、もう一つの柱として位置づけるべき。**
- 行政で初期日本語教室を開設しても年間100名程/教室の受入れが限界。（日本語能力B1未満で現在、学んでいない）**十数万人の都内在住外国人を対象にするのであれば、教育を提供する仕組みを根本的に変える必要**

(学習者ニーズの把握)

- 日本語学習者の背景や目的、レベルが多様化しているため、地域日本語教育のターゲットや対応方法を例えば在留資格別に明確化してはどうか

(日本語学習者が目指すべき目標)

- 日本語教育参照枠の「多様な日本語使用を尊重する」という言語教育観に基づき、日本人が話す日本語を目標にするのではなく、個々のライフスタイルに応じた日本語を習得することを目標に設定すべき。

議題2 地域日本語教室等でカバーできず、学習機会が得られていない外国人への機会提供や、学習を求めている外国人への学習促進策

(実態把握手法)

- 学習への意欲と実際の行動との間にあるギャップを踏まえると、**地域の実情を把握するには、都域全体の一斉調査よりも個々の具体的な声を丁寧に拾う調査が有効**と考えられる。

(学習を求めている人が日本語を学ぶ必要性)

- 日本語が話せない外国人に対する**偏見や恐怖感から発生するトラブルを避けるためにも、たとえコミュニティの中で生活が完結するなど日本語を必要としない人でも、日本語をある程度習得していただくことは重要**で、そのための支援は行政に求められる役割。特に、家族滞在者や国際結婚の配偶者など、社会との接点が少なく孤立しやすい人々への配慮が必要
- 日本で子どもが学び育つためには日本語が不可欠、子育てを行う親が**日本語を学びたいと考えるような積極的な学習支援**を行政が行う必要

(学習を求めている人への学習促進策)

- 今学ぶ意欲がない人も、生活環境の変化等で学ぶ意欲を持つ可能性はあるが、年齢を重ねると習得が難しくなる。地域活動に接することは学ぶ意欲を高める効果があるため、地域活動への参加を促す取組が有効
- 人とのつながりや安心感が学習意欲につながるので、福祉的な観点も含めた継続的な場づくりが求められる。誰かが気にかけてくれる、いつでも行ける場所の存在が大切
- 子育てのため、学校の資料を読むためなど、目的別の日本語教育を提供することで実生活に即した学びが可能になる。そのような学習者のニーズに応じた柔軟な学習機会を提供することが有効
- 学習者ごとに必要な日本語は異なるため、カウンセリングやアセスメント（評価）を丁寧に行っていくことが、これからの地域日本語教室に求められる。

1. 開催日時：令和8年2月17日（火）10:00～12:00
2. 開催方法：ハイブリッド開催
3. 参加者：8名（神吉委員（座長）、亀井委員、薦田委員（副座長）、タイン委員、長谷部委員、皆川委員、矢崎委員、山形委員）
※欠席2名（加藤委員、シュレスタ委員）
4. 内容：「地域日本語教育の体制づくりのあり方」の実現に向けて

議題1 都が行っている地域日本語教育の取組を多くの日本人・外国人都民に知ってもらうための方策

議題2 初期段階の地域日本語教育について

- (1) 初期段階の地域日本語教育に取り組む区市町村を着実に増やすとともに、教室規模の拡充を促すために都として取り組むべき方策
- (2) 増加するA2以下の外国人人口とのギャップを埋めるために、日本語が学習できていない層の把握や、学習機会の提供・学習促進策について、国の方向性も踏まえた都として取り組むべき方策。また、国に提案・要望すべき内容

※現在、議事概要を取りまとめ中



- 2025年6月、外国人人口の急増等を踏まえ東京都多文化共生推進指針（2016年策定）を10年ぶりに改定

指針の概要

- ✓ 「日本人も外国人も安心して暮らし活躍できる社会」の実現に向け、都の基本的な方向性を定めたもの。2016年3月に策定
- ✓ 都の施策とともに、国や区市町村など多文化共生に取り組む各主体の目指すべき方向性を示し、自主的な取組を促進

改定の背景

- ✓ 指針策定以降の在留外国人の更なる増加（3.4→5.2%）や、つながり創生財団の設立など、多文化共生を担う主体の変容
- ✓ 「2050東京戦略」でも見据える2050年の東京の多文化共生社会づくりには、都、区市町村はじめ、都民、地域団体等がそれぞれの役割を果たすことが重要
- 施策目標や各主体に期待される役割を再整理し、指針をバージョンアップ

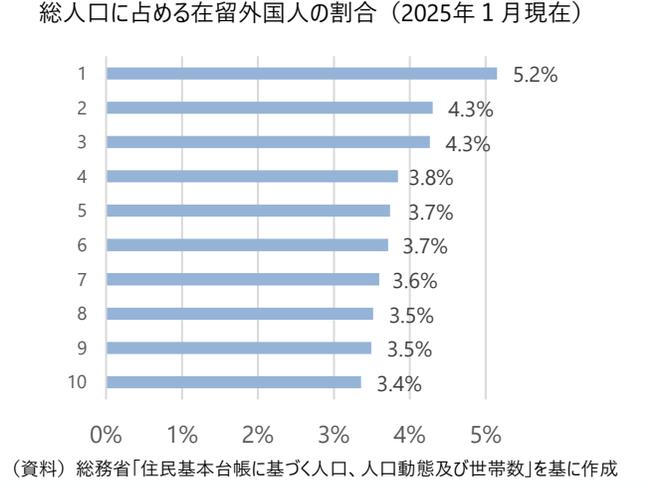
改定のポイント

- 2050年に目指す東京の多文化共生社会の実現に向け、
- ✓ 各主体の役割を明確化（つながり創生財団、町会・自治会の追加等）
 - ✓ 施策の目標と展開例を更新



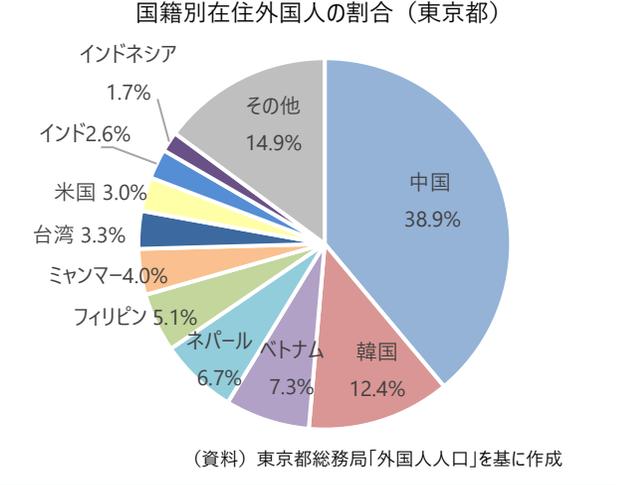
国	New 東京都・ つながり創生財団	区市町村・ 国際交流協会	NPO等 民間支 援団体	都民	New 町会・ 自治会	企業	大学等の 教育機関	学校（小中学 校・高校）
---	-------------------------	-----------------	--------------------	----	-------------------	----	--------------	-----------------

- 東京の在留外国人人口・割合は**2025年に3年連続で過去最多を更新**
- **多様な文化、経済的背景を持った外国人が様々な地域で居住**



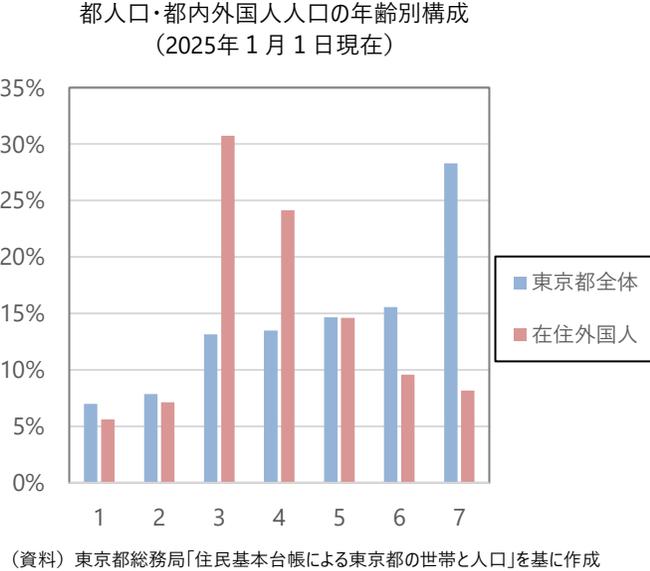
国籍が多様化しています

187 の国・地域
の外国人が居住



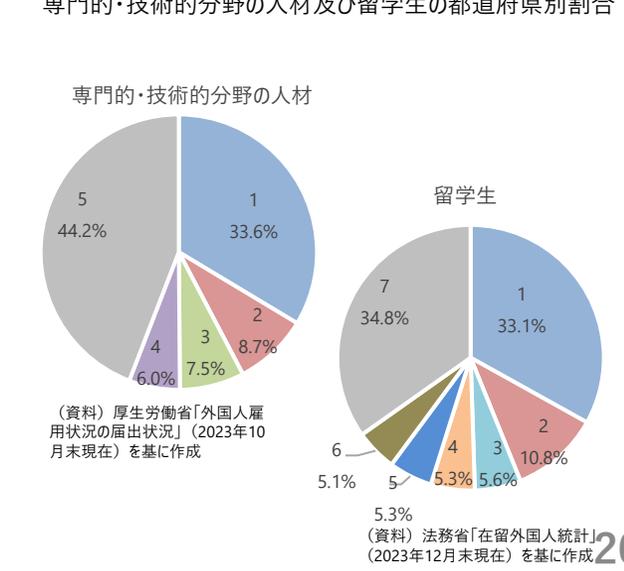
若い人が多いです

20代
30代が**50%**超

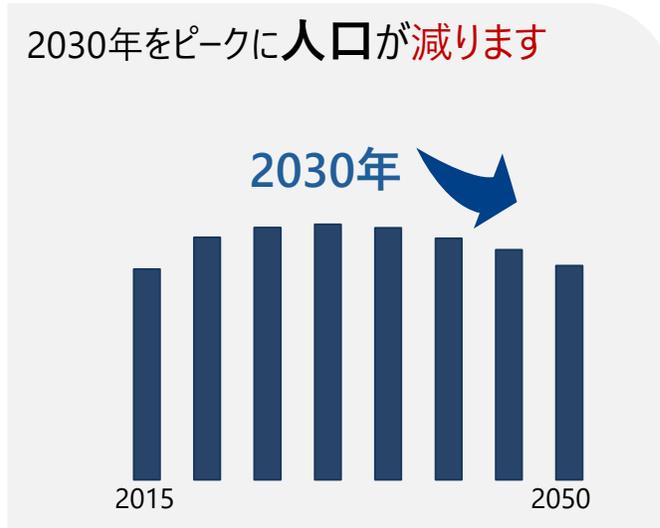


スキルのある人や留学生が多いです

全国の専門的・技術的分野、留学生の
約**3割**が都内在住



- 2050年の東京は、人口動態や社会・経済情勢が大きく変化



外国人人口が増え、日本人と外国人の
共生社会実現が求められます

AI等による多言語翻訳技術が向上し、
言葉を学ぶ意味が変わります

地域防災の重要性が高まり、**地域
コミュニティの活性化**が求められます

- 2050年の目指すべき社会を実現するために、基本目標と3つの施策目標を設定

■ 基本目標

多様性を都市づくりに活かし、全ての都民が東京の発展に向けて参加・活躍でき、安心して暮らせる社会の実現

■ 施策目標

- 1 全ての外国人が活躍できる社会の仕組みづくり
- 2 全ての外国人が安心して暮らすことができ、また生活をより楽しむために必要なサポートの充実
- 3 互いの個性を認め合い、多様性を尊重しながら支え合える意識の醸成

- 3つの施策目標に、12の「施策の展開例」を設定

1 全ての外国人が活躍できる社会の仕組みづくり

- ✓ 外国人が持つ能力を最大限発揮し、活躍できる環境を整備します。
- ✓ 住民の一人として外国人が地域社会へ参加することを促進します。

展開例

● 地域日本語教育の推進

日常生活を送るために必要な日本語教育を学ぶ機会を提供し、地域社会とのつながりづくりを支援します。

● 日本語を母語としない子供の支援

多様な背景や環境の中で育っている子供たちが自分らしくいきいきと活躍できるよう、地域や学校での取り組みを支援します。

● 外国企業や人材の受入

東京に進出したい企業や人材へビジネスのサポートや、家族を含めた生活面のサポートを行います。

● 留学生を含む外国人材の活躍支援

日本の就職情報の提供など日本で就職を希望する留学生等を支援します。
外国人を採用したい企業の相談を受け付け、外国人材が活躍できる受入れ体制を整備します。

● あらゆる場面における外国人当事者の社会参画・活躍促進

外国人が住民の一人として地域活動に参加できる環境づくりに取り組みます。

2 全ての外国人が安心して暮らすことができ、また生活をより楽しむために必要なサポートの充実

- ✓ 教育・医療・防災など、安心して生活できるような情報を提供します。
- ✓ 観光・芸術文化・スポーツなど、東京での暮らしを楽しむための情報を提供します。

展開例

● 生活面での情報提供

生活に必要な情報や医療の情報がいつでも簡単に入手できるよう、一元的な情報発信を進めます。
レジャーやカルチャーなど東京の生活を楽しむための情報も積極的に発信します。

● 防災意識の普及啓発

平常時から、外国人への防災知識の普及啓発や地域でのつながりづくりを進めます。
防災時に外国人が災害情報を容易に入手できる体制を確保します。

● 相談体制の整備

悩みを抱えた外国人がいつでも相談窓口につながるような相談体制を整備します。

● 多様な地域リソースとの連携

外国人の生活の中で生じる様々な課題に対し、関係機関と連携を図りながらサポートしていきます。

3 互いの個性を認め合い、多様性を尊重しながら支え合える意識の醸成

- ✓ 全ての人が互いの文化を尊重する意識を持てるようにします。
- ✓ 外国人が日本のルールや習慣を理解できるようにします。
- ✓ 日本人と外国人とが共に支え合う意識を醸成します。

展開例

● 共生意識・異文化理解

多様な価値観を受け入れ、共生していく意識を醸成するための普及啓発を行います。
世界で活躍できる人材の育成のため、グローバル教育を充実させます。

● やさしい日本語の普及啓発

都民一人ひとりが地域でやさしい日本語を使って外国人住民と挨拶や日常会話ができるよう普及啓発を行います。

● 地域コミュニティにおける外国人住民との共生

異文化・世代間の交流の場を増やし、日本人と外国人が共に支え合う意識の醸成を行います。